

## 条 例

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第五十二号

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、市町村、動物関係団体その他の関係する者と相互に連携を図るものとする。

第三条の次に次の一条を加える。

（飼い主になろうとする者の責務）

第三条の二 飼い主になろうとする者は、動物の飼養に先立ち、当該動物の習性、生理、生態等に関する知識の習得に努めるとともに、飼養する動物を選択する際には、飼養の目的、現在及び将来にわたる生活環境等を考慮し、終生飼養できる動物を選択するよう努めなければならない。

第四条の次に次の一条を加える。

（動物取扱業者の責務）

第四条の二 法第十条第一項の登録を受けた者及び法第二十四条の二の二の規定による届出をした者は、社会において果たすべき自らの役割を認識して、関係法令を遵守することはもとより、動物に関する最新の知識の習得及び情報の発信に主体的に取り組むよう努めなければならない。

第六条に次の一号を加える。

八 地震、火災等の災害に際して適正な保護及び管理のために必要な準備を行うよう努めるとともに、災害が発生したときは、必要な措置を講ずるよう努めること。

第十一条の見出し中「犬又は猫」を「犬、猫等」に改め、同条第一項中「第三十条第一項本文」の下に「（同条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「又は猫」を「若しくは猫、法第三十六条第二項の規定により收容した犬、猫等又は第九条第一項の規定により收容した野犬等」に改める。

第十七条の二の次に次の二条を加える。

（動物愛護推進員）

第十七条の三 知事は、法第三十八条第一項の規定に基づき、動物愛護推進員を委

嘱するものとする。

2 動物愛護推進員は、法第三十八条第二項各号に掲げるもののほか、次に掲げる活動を行う。

一 県に対し、動物の愛護及び管理に関する施策の推進に資する情報を得たときは、当該情報の提供をすること。

二 飼い主になろうとする者に対し、その求めに応じて、飼養の目的、生活環境等に適した動物の選択に関して必要な助言をすること。

(財政上の措置)

第十七条の四 県は、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。